

高額療養費・限度額認定証のご案内

健康保険の負担額割合(1~3割)が一定額を超えた場合、支払い後の申請により超過金額が払い戻される「高額療養費制度」があります。とはいえ、一次的な支払いは患者様の大きなご負担になります。

あらかじめ「限度額適応認定証」を申請されますと、医療機関でのお支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費(払い戻し)の申請が不要になります。

申請後、証書が発行されましたら受付窓口へご提示ください。

限度額適用区分	自己負担限度額	4カ月~	食事代
区分 ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円 減額なし
区分 イ (標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
区分 ウ (標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
区分 エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円	
区分 オ(低所得者) (市町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円	90日以内210円 ※90日から160円

※90日以上入院の場合の食事代減額は、別途申請が必要となります。

	適用区分	外来(個人ごと) 外来+入院(世帯ごと)		多数回 年間4回目~	食事代
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	【252,600円】	+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円 減額なし
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	【167,400円】	+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	【80,100円】	+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
一般	課税所得 145万円未満の方	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円	44,400円	
住民税非課税	住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円		24,600円	90日以内210円 ※90日から160円
	住民税非課税世帯Ⅰ			15,000円	100円 (療養病棟一部130円)

※90日以上入院の場合の食事代減額は、別途申請が必要となります。

申請方法： 国民健康保険の方…各市町村役場

協会けんぽの方…病院に申請書がありますので受付窓口までお声掛けください

その他の保険の方…ご加入の保険者にお問い合わせください

注意事項： 医療機関ごと、入院・外来それぞれ月単位での取り扱いとなります

食事代・病衣代・おむつ代等の費用は対象外です

入院期間が短期間の場合、該当にならない場合があります

上記につきご不明な点がございましたら、病院 1F 受付窓口までお問い合わせください。